

( 4 ) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

平成 1 7 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房訟務部門		
施策等の名称	国の利害に関係のある訴訟の追行		
目 標	<b>基本目標</b>		
	<p>国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。</p> <p>【基準年次：平成 1 7 年度 評価総括年次：平成 2 0 年度】</p>		
	<b>達成目標</b>		
	<p>国の利害に関係のある本案訴訟の第 1 審の訴訟手続をすべて 2 年以内に終了させる。</p>		
指標	判決により終了した本案訴訟の第 1 審のうち、審理期間が 2 年以内であったものの率	目標値等	100%
基本的考え方	<p><b>1 . 課題・ニーズ</b></p> <p>国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護するとともに国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法の支配による行政の確保に寄与することであるから、国民の権利利益が実現されるためにも、裁判が迅速に行われなければならない。しかし、国の利害に関係のある民事訴訟・行政訴訟の審理期間は、全体としては相当の迅速化が図られてきているが、依然として長期間を要しているものが少なくない状況にある。</p> <p><b>2 . 目的・意図（当該施策の必要性）</b></p> <p>司法制度改革を推進する国の一機関である訟務組織として訴訟を追行するに当たっては、第 1 審の訴訟手続を 2 年以内のできるだけ短い期間に終結させること等を規定した裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、訴訟手続の適正・迅速化に努めることが必要である。</p> <p><b>3 . 当該施策の実施方法</b></p> <p>適正・迅速な訴訟追行のため、訟務組織における人的・物的体制の充実・強化を図るとともに、所管行政庁等への迅速な訴訟対応に関する周知及び協力要請を行う。</p> <p><b>4 . 基本目標と達成目標・指標の関係</b></p> <p>基本目標である「国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。」を実現するため、裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、達成目標を「国の利</p>		

	<p>害に係りのある本案訴訟の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる。」とし、判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率を指標とした。</p>
<p><b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b></p>	<p>訟務組織が処理を担当している訴訟をどれだけ迅速に処理することができるかについては、個々の事件の性質や、相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮等の外部要因に大きく左右され、必ずしも訴訟の一方当事者のみが努力すれば裁判の迅速化が実現できるものではない。</p> <p>特に、訟務組織が処理を担当する訴訟の多くは、国の行政機関が法律に基づいて行った業務の結果生じた紛争の最終的な解決手段として提訴されるもので、行政の在り方をめぐって最も激しく対立し、その紛争が迅速に解決されるためには相当の困難を伴うこととなる。その中には、最先端の科学技術に関する訴訟、新たな法律問題を含む訴訟、多数の原告を擁する訴訟、所管行政庁が存在しない訴訟などがあり、その処理に多くの困難と時間を要することとなる。このような事情は、裁判における審理の進行に影響を及ぼすものである。</p>
<p><b>測定方法等</b></p>	<p>1. <b>測定時期</b>：平成18年3月31日</p> <p>2. <b>測定方法等</b></p> <p>訟務組織が処理する本案訴訟で、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの1年間に地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、訟務組織が訴状の送達を受け、又は提訴してから判決が言い渡されるまでの期間が2年以内のものの率を算出した。</p>
<p><b>評価の内容</b></p>	<p>1. <b>平成17年度に講じた施策（実施状況）</b></p> <p>訴訟の迅速化のためには、訟務組織の訴訟追行体制の一層の整備・充実が必要であるから、施策として昨年度も有効であった準備書面作成支援システム(注)の充実等を引き続き行って訴訟追行の効率化を図ったほか、各種打合せ会において、裁判の迅速化に対応するための方策や、施行後1年が経過した改正行政事件訴訟法に適切・迅速に対応するための事務処理体制の充実・強化方策等について、検討・協議を進め、その結果を担当職員へ周知し、かつ実践を徹底するなどして、審理計画に基づく訴訟追行の進行政管理と期限の遵守の徹底を図った。</p> <p>また、訴訟の迅速化には、所管行政庁等の訴訟追行への協力も不可欠であることから、打合せ会・説明会を随時開催し、訴訟追行の適正・迅速な対応についてより一層の協力を求めた。</p> <p>(注) 準備書面作成支援システムとは、本省及び各法務局・地方法務局のパソコン、プリンタ、OCR装置（光学式文字読取装置）、判例・文献のCD-ROMを組み合わせたもので、ネットワークで結ぶことによって、訴訟に必要な準備書面作成の効率化・迅速化を図るもの。</p>

## 2. 評価結果

本案訴訟で平成17年度中に地方裁判所で言渡しのあった第1審判決1,014のうち、訟務組織が訴状の送達等を受け、又は提訴してから判決言渡しまでの期間が2年以内のもの数は、847で、その率は83.5%であり、平成16年度に比し5.5ポイント上昇した。

これは、上記目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因が存することから、訟務組織の講じた施策が直ちに反映された結果であるとは即断し難いが、平成16年度以降継続して講じた施策である準備書面作成支援システムの充実等による事務の効率化、各種会議等における担当職員への周知徹底、平成15年度に講じた施策である所管行政庁等に対する裁判の迅速化に関する法律及び改正民事訴訟法の留意点をまとめた冊子の配布による裁判の迅速な訴訟対応への協力要請、平成16年度に講じた施策である所管行政庁等に対する改正行政事件訴訟法に関する対応をまとめた冊子の配布や説明会の開催等の成果もポイント上昇に寄与しているものと思われる。そして、指標の目標値には到達してはいないものの、裁判の迅速化を示す達成率は過去2年間で年平均約6%ずつ向上している上、平成17年度における達成率が83.5%であり、目標達成まで残り3年間であることを考慮すると、上記施策は達成目標の実現に向けて順調に推移しており、基本目標の達成にも有効であると認められる。

については、引き続き、訟務事務担当職員の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備のための各種施策を実施するとともに、所管行政庁等との協力関係の一層の充実・強化を図るための各種施策を実施する必要性がある。

(参考) 年度別達成率

年 度	達 成 率
平成15年度	71.7%
平成16年度	78.0%
平成17年度	83.5%

見直しの有無

特になし

学識経験を有する者の知見の活用

備 考